

役務成績評定要領

- 別紙 1. 業種区分及び業務内容
- 別紙 2. 「役務成績評定要領（土木・軌道・電気等）」
- 別紙 3. 「役務成績評定要領（建築・機械等）」
- 別紙 4. 「役務成績評定要領（補償コンサルタント業務等）」

令和 8 年 3 月

鉄道・運輸機構

別紙 1

業種区分及び業務内容

業 種 区 分		業 務 内 容
①	測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
	土木関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・土木（軌道を含む。）に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・電気に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等（空調設備等に関するものを除く。） ・環境対策に関する、設計、調査、試験、測定、管理等 ・土木、建築、電気、機械に関する財産整理業務等
	地質調査業務	地質の調査（地質踏査、物理探査、試錐他）、地質図化、水文調査等
②	建築関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築に関する設計、調査、試験、測定、管理等 ・機械に関する設計、調査、試験、測定、管理等（空調設備等に関するものに限る。）
③	補償関係コンサルタント業務	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償部門、テレビ受信障害調査等、発注者支援業務（補償関係コンサルタント業務に限る）
④	発注者支援業務	上記業種に係る鉄道建設所等及び支社局等の発注者支援業務

役務成績評定要領（土木・軌道・電気等）

1 目的

この要領は、役務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

2 評定の対象

この要領において評定の対象となる役務は、通達別紙 1 の①及び④に定める業務とし、原則として 1 件の契約金額が 500 万円を超える役務とする。

3 用語の定義

この要領における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。）第 56 条第 1 項に規定する監督員をいう。
- (2) 「監督職員」とは、監督員およびその指示により当該役務を担当する職員をいう。
- (3) 「補助監督員」とは、当該役務を担当する職員のうち、監督員から評定を指示された者をいう。
- (4) 「検査員」とは、契約事務規程第 60 条第 2 項又は契約事務規程第 67 条第 3 項に規定する検査員をいう。

4 評定者

役務の評定は、監督員、補助監督員及び検査員とする。

5 評定の方法

- (1) 評定は、役務ごと、評定者ごとに独立して厳正かつ的確に行うものとする。
- (2) 評定の結果は、通達別紙 1 の①に該当する業種にあつては様式 1 - (1)、④に該当する業務にあつては様式 1 - (2) の役務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

6 評定の時期

検査員は検査を実施したとき、監督員及び補助監督員は業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

7 評定表の提出

評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を地方機関の長に提出するものとする。

8 評定の結果の通知

地方機関の長は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該役務の受注者に対して、評定の結果を様式 2 により通知するものとする。

なお、様式 2 に記載のある別表について、通達別紙 1 の①に該当する業務にあつては別表 1、④に該当する業務にあつては別表 2 の項目別評定表に記録するものとする。

9 評定の修正

- (1) 地方機関の長は、8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。
- (2) 地方機関の長は、(1)の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該役務の受注者に通知するものとする。

10 説明請求等

- (1) 8又は9により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、地方機関の長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による説明を求められたときは、速やかに様式3により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、(2)の回答をする場合、別に定めるところにより設置した成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- (4) 地方機関の長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

11 再説明請求等

- (1) 10(2)の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、地方機関の長に対して、再説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による再説明を求められたときは、様式4により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、(2)の回答をする場合、成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。
- (4) 地方機関の長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

様式1 - (1)

役 務 成 績 評 定 表						
					令和 年 月 日	
担当課: _____						
件 名						
契 約 金 額	当初: ¥				最終: ¥	
履 行 期 間	当初: 令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	最終: 令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日					
完 了 検 査 年 月 日	令和 年 月 日					
受 注 者 名						
主 任 技 術 者 氏 名						
照 査 技 術 者 氏 名						
担 当 技 術 者 氏 名 ①			⑤			
担 当 技 術 者 氏 名 ②			⑥			
担 当 技 術 者 氏 名 ③			⑦			
担 当 技 術 者 氏 名 ④			⑧			
監 督 員 所 属 氏 名					印	点(注1)
補 助 監 督 員 所 属 氏 名					印	点(注1)
検 査 員 所 属 氏 名					印	点(注1)
考 査 項 目		作 業 評 定 (注1)	技 術 者 評 定			
			主 任 技 術 者	担 当 技 術 者	照 査 技 術 者	
プ ロ セ ス 評 価	実 施 能 力 の 評 価	実 施 体 制 と 執 行 計 画				
	実 施 状 況 の 評 価	執 行 管 理				
		品 質 管 理				
		業 務 特 性				
		創 意 工 夫				
	説 明 調 整 能 力 の 評 価	説 明 調 整 能 力				
取 組 姿 勢	責 任 感 ・ 積 極 性 ・ 倫 理 観					
結 果 の 評 価	成 果 物 の 品 質					
② 小 計 (注2)						
② 事 故 等 に よ る 減 点						
③ 瑕 疵 修 補 又 は 損 害 賠 償 に よ る 減 点						
④ そ の 他 ()						
総 合 評 定 点 = ① + ② + ③ + ④						

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式1 - (2)

役務成績評定表						
令和 年 月 日						
担当課： _____						
件名						
契約金額	当初：¥	最終：¥				
契約履行期間	当初：令和 年 月 日～平成 年 月 日	最終：令和 年 月 日～平成 年 月 日				
完了年月日	令和 年 月 日					
完了検査年月日	令和 年 月 日					
受注者名						
主任技術者氏名	(注1)					
担当技術者氏名	(注1)					
監督員所属・氏名						
補助監督員所属・氏名						
検査員所属・氏名						
評価項目	補助監督員評定点	監督員評定点	検査員評定点	作業評定主任技術者評定(注2)	担当技術者評定(注2)	
専門技術力	目的と内容の理解		-	-	/	/
	的確な履行		-	-	/	/
	業務目的の達成度		-		/	/
管理技術力	業務実施体制の的確性		-		/	-
	打ち合わせの理解度		-	-	/	-
	指揮系統の迅速性、確実性			-	/	-
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点			-	/	/
① 小計(注3)					/	/
②業務執行に係る過失に伴う減点		-		-		
③事故等による減点		-	-	-		
④瑕疵修補又は損害賠償による減点		-	-	-		
⑤その他 ()		-	-	-		
総合評定点=①+②+③+④+⑤		-	-	-		

注)1. 主任技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。

2. 各評価項目の「作業評定」「主任技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。

3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式2

記号番号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定通知書 (修正※)

貴社が受注した下記の役務について、「役務成績評定要領 (土木・軌道・電気等)」【第9項※】に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の日付から起算して14日 (休日を含む。) 以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

1 件名

2 契約履行期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

3 完了検査年月日 〇年〇月〇日

4 評定点 別表のとおり

【4 修正評定点※ 別表のとおり [評定点が修正された場合のみ]】

5 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 〇〇新幹線建設局長宛て

6 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇新幹線建設局〇〇部契約課

Tel.〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注) ※評定点に修正があった場合に記載する。

別表1

項目別評定点

件名:

考 査 項 目		細 別	作業評定 (評定点/満点)	技術者評定		
				主任技術者 (注1) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)
プロセス評価	実施能力 の評価	実施体制と執行計画	点/点	点/点	点/点	点/点
	実施状況の評価	執行管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		品質管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		業務特性	点/点	点/点	点/点	点/点
		創意工夫	点/点	点/点	点/点	点/点
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	点/点	点/点	点/点	点/点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/点	点/点	点/点	点/点
結果の評価	成果物の品質	点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の小計(注2)			点/点	点/点	点/点	点/点
事故等による減点			点	点	点	点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点	点	点	点
その他()			点	点	点	点
総合評定点(注2)			点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

別表2

項目別評定点

件名:

		作業評定・主任技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点/ 点	点/ 点
	的確な履行	点/ 点	点/ 点
	業務目的の達成度	点/ 点	点/ 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点/ 点	—
	打ち合わせの理解度	点/ 点	—
	指揮系統の迅速性、 確実性	点/ 点	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者 側の視点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計（注）		点/ 100 点	点/ 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	
その他（ ）		点	
総合評価点		点 / 100 点	点 / 100 点

注) 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定に係る説明書 (回答)

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は当機構〇〇新幹線建設局に設けられた成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 件名

2 疑問に対する回答

3 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 〇〇新幹線建設局長宛て

4 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇新幹線建設局〇〇部契約課

Tel 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式 4

記号番号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定に係る再説明書 (回答)

年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 件名
- 2 疑問に対する回答

役務成績評定要領（建築、機械等）

1 目的

この要領は、役務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定めて、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による役務の受注者の適切な選定を促進し、もって建築設計等役務の品質確保に資することを目的とする。

2 評定の対象

評定の対象は、通達別紙 1 の②に定める業務とし、原則として、1 件の契約金額が 5 0 0 万円を超える業務のうち、次号に掲げる業務をいう。

- 一 建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務
- 二 設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務
- 三 建築又は建築設備に関する診断業務
- 四 上記一号から三号以外の建設コンサルタント業務（建築工事監理業務及び敷地調査業務を除く。）

3 用語の定義

この要領における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。）第 56 条第 1 項に規定する監督員をいう。
- (2) 「監督職員」とは、監督員およびその指示により当該役務を担当する職員をいう。
- (3) 「補助監督員」とは、当該役務を担当する職員のうち、監督員から評定を指示された者をいう。
- (4) 「検査員」とは、契約事務規程第 60 条第 2 項又は契約事務規程第 67 条第 3 項に規定する検査員をいう。

4 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員、補助監督員及び検査員とする。

5 評定の方法

- (1) 評定は、役務ごとの採点結果を基にして行う。
- (2) 評定の結果は、様式 1 に定める役務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

6 評定の時期

検査員は完了検査を実施後速やかに、監督員及び補助監督員は役務の完了後速やかに、それぞれ評定を行うものとする。

7 評定表の提出等

評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を地方機関の長に提出するものとする。

8 評定の結果の通知

地方機関の長は、評定者から評定表の提出があったときは、評定の結果を様式 2 により評定の対象役務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

9 評定の修正

- (1) 地方機関の長は、8 の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、必要な修正を行わなければならない。
- (2) 地方機関の長は、(1) の修正を行ったときは、その結果を様式 3 により、評定の対象業務の受注者に遅滞なく通知するものとする。

10 説明請求等

- (1) 8又は9により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、通知を行った地方機関の長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による説明を求められたときは、様式4により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、(2)の回答をする場合、別に定めるところにより設置した成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- (4) 地方機関の長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

11 再説明請求等

- (1) 10(2)の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、地方機関の長に対して、再説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による再説明を求められたときは、成績評定評価委員会の審議を経た上で、様式5により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

役務成績評定表

令和 年 月 日

担当課

件名			
契約金額	当初:	最終:	
契約履行期間	当初:令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終:令和 年 月 日～令和 年 月 日	
完了年月日	令和 年 月 日		
完了検査年月日	令和 年 月 日		
受注者名	名称:		
	所在地:		
主任技術者氏名			
照査技術者氏名			
担当技術者氏名	総合:	構造:	:
	電気:	機械:	:
監督員氏名			印
補助監督員氏名			印
			印
			印
			印
			印
検査員氏名	所属:	氏名:	印
作業評定点			
作業評定点(総合点) ①-③[①-③-④-⑤] () []			
(再通知を行った日付 年 月 日)			
作業評定点(総合点)の内訳			
① 作業評定点(総合点:減点無し)		()	[]
② 基礎点		()	[]
③ 契約履行中又は完了時に生じた事由による減点		(-)	[]
④ 作業完了後に生じた事由による減点		[]	[]
⑤ 低入札価格調査における虚偽説明等による減点		[]	[]
主任技術者評定点			
主任技術者評定点		()	[]
作業評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳			
総合	() []	電気	() []
構造	() []	電気積算	() []
建築積算	() []	機械	() []
		機械積算	() []

※複数による検査が行われる場合、検査員全員の所属及び氏名を検査員所属・氏名欄に明記して押印すること。その際、総括検査員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査員とそれ以外の検査員の別についても明示すること。

※[]内は修正後

役務成績評定通知表

令和 年 月 日

担当課

件名			
契約金額	当初:	最終:	
契約履行期間	当初:令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終:令和 年 月 日～令和 年 月 日	
完了年月日	令和 年 月 日		
完了検査年月日	令和 年 月 日		
受注者	名称: 所在地:		
主任技術者氏名			
照査技術者氏名			
担当技術者氏名	総合:	構造:	:
	電気:	機械:	:
作業評定点			
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による)		()	
② 基礎点(基礎項目のみの評価による)		()	
主任技術者評定点			
管理技術者評定点(管理技術者に対する評価)		()	

注1) 基礎項目とは、全ての作業に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、契約の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい作業」については評価を行わない。

注3) 総合点には、契約履行中又は業務完了時に生じた事由による減点がある場合、それを加算している。

参考

作業評定点（総合点）の内訳

件名

受注者名

作業評定点（総合点：減点無し）	点
契約履行中又は完了時に生じた事由による減点	点
作業完了後に生じた事由による減点	点
低入札価格調査における虚偽説明等による減点	点

作業評定点（総合点：減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		評価の視点	項目の分類	指標	得点	配点
作業の実施能力	作業実施体制	作業態勢、自主管理	基礎			/
	主任技術者の能力	作業の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎			/
	担当技術者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎			/
作業の実施状況	契約履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎			/
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎			/
			創意工夫			/
与条件の理解、作業への反映（設計提案）	基礎：与条件の理解、円滑な作業遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎			/	
		創意工夫			/	
作業目的の達成度	作業目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎			/
	課題への対応	課題（物理的条件、社会的条件、要望、コスト）への対応	創意工夫			/
				小計（基礎項目）		/
				小計（創意工夫項目）		/
				合計		/

（表の見方）

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、作業内容によって異なる。
- 3) 本作業の発注者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい作業」については、創意工夫項目の評価を行わない。

役務成績評定通知表(再通知)

令和 年 月 日

担当課

件名			
契約金額	当初:	最終:	
契約履行期間	当初:令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終:令和 年 月 日～令和 年 月 日	
完了年月日	令和 年 月 日		
完了検査年月日	令和 年 月 日		
受注者	名称: 所在地:		
主任技術者氏名			
照査技術者氏名			
担当技術者氏名	総合:	構造:	:
	電気:	機械:	:
作業評定点(再通知)			
① 総合点(基礎項目 ^{注1)} 及び創意工夫項目 ^{注2)} の評価による) ()			
② 基礎点(基礎項目のみの評価による) ()			
主任技術者評定点(再通知)			
主任技術者評定点(管理技術者に対する評価) ()			

注1) 基礎項目とは、全ての作業に共通する基礎的な内容に関する評価項目をいう。

注2) 創意工夫項目とは、契約の履行上の創意工夫に関する評価項目をいい、「創意工夫の余地の小さい作業」については評価を行わない。

注3) 総合点には、契約履行中又は完了時に生じた事由による減点がある場合、それを反映している。

注4) 再通知の場合は、総合点に契約完了後に生じた事由による減点を反映している。

参考

作業評定点（再通知）の内訳

件名

受注者名

作業評定点（総合点：減点無し）	点
契約履行中又は完了時に生じた事由による減点	点
作業完了後に生じた事由による減点	点
低入札価格調査における虚偽説明等による減点	点

作業評定点（総合点：減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		評価の視点	項目の分類	指標	得点	配点
作業の実施能力	作業実施体制	作業態勢、自主管理	基礎			/
	主任技術者の能力	作業の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎			/
	担当技術者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎			/
作業の実施状況	契約履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎			/
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎			/
			創意工夫			/
与条件の理解、作業への反映（設計提案）	基礎：与条件の理解、円滑な作業遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎			/	
		創意工夫			/	
作業目的の達成度	作業目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎			/
	課題への対応	課題（物理的条件、社会的条件、要望、コスト）への対応	創意工夫			/
				小計（基礎項目）		/
				小計（創意工夫項目）		/
				合計		/

（表の見方）

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、作業内容によって異なる。
- 3) 本作業の発注者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい作業」については、創意工夫項目の評価を行わない。

様式2

記号番号

年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定通知書

貴社が受注した役務について、役務成績評定要領（建築、機械等）【第9項】に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

- 1 件名
- 2 業種区分
- 3 契約履行期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
- 4 完了検査年月日 〇年〇月〇日
- 5 作業評定点及び主任技術者評定点
別紙「役務成績評定通知表」に示す
- 6 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 〇〇新幹線建設局長宛て
- 7 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
〇〇新幹線建設局〇〇部契約課
TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定再通知書

貴社が受注した役務について、役務成績評定要領（建築、機械等）【第9項】に基づき評定した結果を再通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

1 件名

2 業種区分

3 契約履行期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

4 完了検査年月日 〇年〇月〇日

5 作業評定点（再通知）及び主任技術者評定点（再通知）

別紙「役務成績評定通知表（再通知）」に示す

6 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 〇〇新幹線建設局長宛て

7 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇新幹線建設局〇〇部契約課

TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇
(公印省略)

役務成績評定に係る説明書 (回答)

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は当機構〇〇新幹線建設局に設けられた成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により回答いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 件名
- 2 疑問に対する回答
- 3 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 〇〇新幹線建設局長宛て
- 4 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
〇〇新幹線建設局〇〇部契約課
TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式 5

記号番号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定に係る再説明書 (回答)

年 月 日付で貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 件名
- 2 疑問に対する回答

役務成績評定要領（補償関係コンサルタント業務等）

1 目的

この要領は、役務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

2 評定の対象

この要領において評定の対象となる役務は、通達別紙 1 の③に定める業務とし、原則として 1 件の契約金額が 500 万円を超える役務とする。

3 用語の定義

この要領における主な用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。）第 56 条第 1 項に規定する監督員をいう。
- (2) 「監督職員」とは、監督員およびその指示により当該役務を担当する職員をいう。
- (3) 「補助監督員」とは、当該役務を担当する職員のうち、監督員から評定を指示された者をいう。
- (4) 「検査員」とは、契約事務規程第 60 条第 2 項又は契約事務規程第 67 条第 3 項に規定する検査員をいう。

4 評定者

役務の評定は、監督員、補助監督員及び検査員とする。

5 評定の方法

- (1) 評定は、役務ごと、評定者ごとに独立して厳正かつ的確に行うものとする。
- (2) 評定の結果は、通達別紙 1 の③に該当する業種のうち発注者支援業務を除く業務にあつては様式 1 - (1)、③に該当する業務のうち発注者支援業務にあつては様式 1 - (2) の役務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

6 評定の時期

検査員は検査を実施したとき、監督員及び補助監督員は業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

7 評定表の提出

評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定表を地方機関の長に提出するものとする。

8 評定の結果の通知

地方機関の長は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該役務の受注者に対して、評定の結果を様式 2 により通知するものとする。

なお、様式 2 に記載のある別表について、通達別紙 1 の①に該当する業務にあつては別表 1、④に該当する業務にあつては別表 2 の項目別評定表に記録するものとする。

9 評定の修正

- (1) 地方機関の長は、8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。
- (2) 地方機関の長は、(1)の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該役務の受注者に通知するものとする。

10 説明請求等

- (1) 8又は9により通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、地方機関の長に対して評定点の内容について説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による説明を求められたときは、速やかに様式3により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、(2)の回答をする場合、別に定めるところにより設置した成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- (4) 地方機関の長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

11 再説明請求等

- (1) 10(2)の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に、書面により、地方機関の長に対して、再説明を求めることができる。
- (2) 地方機関の長は、(1)による再説明を求められたときは、様式4により回答するものとする。
- (3) 地方機関の長は、(2)の回答をする場合、成績評定評価委員会の審議を経てから回答するものとする。
- (4) 地方機関の長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

様式1 - (1)

役 務 成 績 評 定 表						
					令和 年 月 日	
担当課: _____						
件 名						
契 約 金 額	当初: ¥				最終: ¥	
履 行 期 間	当初: 令和 年 月 日	～	令和 年 月 日	最終: 令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日					
完 了 検 査 年 月 日	令和 年 月 日					
受 注 者 名						
主 任 技 術 者 氏 名						
照 査 技 術 者 氏 名						
担 当 技 術 者 氏 名 ①			⑤			
担 当 技 術 者 氏 名 ②			⑥			
担 当 技 術 者 氏 名 ③			⑦			
担 当 技 術 者 氏 名 ④			⑧			
監 督 員 所 属 氏 名					印	点(注1)
補 助 監 督 員 所 属 氏 名					印	点(注1)
検 査 員 所 属 氏 名					印	点(注1)
考 査 項 目			作 業 評 定 (注1)	技 術 者 評 定		
				主 任 技 術 者	担 当 技 術 者	照 査 技 術 者
プ ロ セ ス 評 価	実 施 能 力 の 評 価	実 施 体 制 と 執 行 計 画				
		実 施 状 況 の 評 価	執 行 管 理			
	品 質 管 理					
	業 務 特 性					
	創 意 工 夫					
	説 明 調 整 能 力 の 評 価	説 明 調 整 能 力				
取 組 姿 勢	責 任 感 ・ 積 極 性 ・ 倫 理 観					
結 果 の 評 価	成 果 物 の 品 質					
② 小 計 (注2)						
② 事 故 等 に よ る 減 点						
③ 瑕 疵 修 補 又 は 損 害 賠 償 に よ る 減 点						
④ そ の 他 ()						
総 合 評 定 点 = ① + ② + ③ + ④						

注) 1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式1 - (2)

役務成績評定表						
令和 年 月 日						
担当課： _____						
件名						
契約金額	当初：¥	最終：¥				
契約履行期間	当初：令和 年 月 日～平成 年 月 日	最終：令和 年 月 日～平成 年 月 日				
完了年月日	令和 年 月 日					
完了検査年月日	令和 年 月 日					
受注者名						
主任技術者氏名	(注1)					
担当技術者氏名	(注1)					
監督員所属・氏名						
補助監督員所属・氏名						
検査員所属・氏名						
評価項目	補助監督員評定点	監督員評定点	検査員評定点	作業評定主任技術者評定(注2)	担当技術者評定(注2)	
専門技術力	目的と内容の理解		-	-	/	/
	的確な履行		-	-	/	/
	業務目的の達成度		-		/	/
管理技術力	業務実施体制の的確性		-		/	-
	打ち合わせの理解度		-	-	/	-
	指揮系統の迅速性、確実性			-	/	-
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点			-	/	/
①小計(注2)			-		/	/
②業務執行に係る過失に伴う減点		-		-		
③事故等による減点		-	-	-		
④瑕疵修補又は損害賠償による減点		-	-	-		
⑤その他 ()		-	-	-		
総合評定点=①+②+③+④+⑤		-	-	-		

注)1. 主任技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。

2. 各評価項目の「作業評定」「主任技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。

3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

様式2

記号番号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定通知書 (修正※)

貴社が受注した下記の役務について、「役務成績評定要領 (補償関係コンサルタント業務等)」【第9項※】に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の日付から起算して14日 (休日を含む。) 以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

- 1 件名
- 2 契約履行期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
- 3 完了検査年月日 〇年〇月〇日
- 4 評定点 別表のとおり
- 【4 修正評定点※ 別表のとおり [評定点が修正された場合のみ]】
- 5 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 〇〇新幹線建設局長宛て
- 6 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
〇〇新幹線建設局〇〇部契約課
Tel. 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(注) ※評定点に修正があった場合に記載する。

別表1

項目別評定点

件名:

考 査 項 目	細 別	作業評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			主任技術者 (注1) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力 の評価	実施体制と執行計画	点/点	点/点	点/点	点/点
	実施状況 の評価	執行管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		品質管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		業務特性	点/点	点/点	点/点	点/点
		創意工夫	点/点	点/点	点/点	点/点
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	点/点	点/点	点/点	点/点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/点	点/点	点/点	点/点
結果の評価	成果物の品質	点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の小計(注2)		点/点	点/点	点/点	点/点	
事故等による減点		点	点	点	点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	点	
その他()		点	点	点	点	
総合評定点(注2)		点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

別表2

項目別評定点

件名:

		作業評定・主任技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点/ 点	点/ 点
	的確な履行	点/ 点	点/ 点
	業務目的の達成度	点/ 点	点/ 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点/ 点	—
	打ち合わせの理解度	点/ 点	—
	指揮系統の迅速性、 確実性	点/ 点	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者 側の視点	点/ 点	点/ 点
評定点の小計 (注)		点/ 100 点	点/ 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	
その他 ()		点	
総合評価点		点 / 100 点	点 / 100 点

注) 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定に係る説明書 (回答)

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は当機構〇〇新幹線建設局に設けられた成績評定評価委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1 件名

2 疑問に対する回答

3 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 〇〇新幹線建設局長宛て

4 手続き等の問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

〇〇新幹線建設局〇〇部契約課

Tel.〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式 4

記号番号
年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇新幹線建設局長 〇〇 〇〇

(公印省略)

役務成績評定に係る再説明書 (回答)

年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 件名
- 2 疑問に対する回答